

件名	愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例
主管課	総務管理課、市町村課（合併推進室）、林業政策課
根拠法令等	林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律による林業改善資金助成法の一部改正（平成15年5月30日公布、平成15年7月1日施行）
<p>【改正の概要】 特別会計の設置等に伴う一部改正。</p> <p>1 林業改善資金特別会計 林業改善資金助成法が一部改正されたことに伴い、法律の名称等を改正</p> <p>2 公用財産整備特別会計 所期の目的を達成したことによる廃止</p> <p>3 市町村合併移行円滑化資金特別会計 市町村合併移行円滑化資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正を目的として設置</p>	
施行日	公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 林業改善資金助成法の一部改正（平成15年7月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の題名を「林業・木材産業改善資金助成法」に改める。 ・ 資金融通の対象者を林業従事者等から木材産業の事業者にまで拡大。 ・ 林業従事者等が作成する計画を都道府県知事が認定する仕組みを導入。 ・ 都道府県から原資を借り受けた民間金融機関が、都道府県の認定を受けた者に貸し付ける方式を追加 <p>2 公用財産整備特別会計の概要</p> <p>(1) 設置年度 昭和42年度</p> <p>(2) 目的 普通財産の売払収入を活用して公用施設の円滑な整備を推進する。</p> <p>(3) 整備事例 11件（平成元年度以降整備事例無し。）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;"> <p>大阪事務所（昭和44年度）</p> <p>東京事務所公舎（昭和48年度）</p> <p>職員住宅、独身寮</p> </div> <p>3 市町村合併移行円滑化資金特別会計の概要</p> <p>(1) 目的 平成17年3月までに新設合併を行う関係市町村に対し、合併前に実施する電算システムの統合に要する経費相当額を県が貸し付ける資金（市町村合併移行円滑化資金）及び償還金の管理</p> <p>(2) 貸付金 貸付条件 償還期間：5年以内（うち据置期間1年以内） 貸付利率：無利子</p> <p>貸付年度 平成15、16年度</p>	